

長期収載品の選定療養費について

令和6年の診療報酬改定により、令和6年10月1日から長期収載品を患者様ご自身で希望した場合は選定療養費として自己負担が発生いたします。

(長期収載品とは、特許が切れたり再審査期間が終了したりして、同じ効能・効果を持つ後発医薬品が発売されている薬で、薬価基準に長期間収載されてことからその名が付けられました。)

【対象】

- 院外処方（外来患者様）
- 後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換え率が50%以上を超える長期収載品

【対象外となる場合】

- 医師が医療上の必要性があると判断して長期収載品を処方した場合
- 後発医薬品の提供が困難な場合

【自己負担額】

- 長期収載品の金額と後発医薬品内での最高価格との価格差の4分の1

※選定療養費には別途消費税も必要となります。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和6年10月

医療機関名： 地方独立行政法人
たつの市民病院機構

たつの市民病院